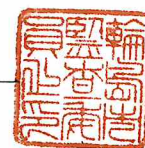


輪島市監査公表第8号

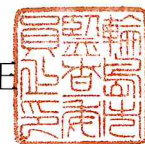
令和元年11月14日付発監査第200号の監査結果報告に基づき、
輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条
第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和元年11月21日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正





収税第 4 5 1 号

令和元年 1 1 月 1 9 日

輪島市監査委員 高 森 宝 一 様

輪島市監査委員 大 宮 正 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査の結果に基づく措置について（通知）

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙の
とおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

税務課

監査執行年月日

令和元年10月23日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①市税等の滞納について</p> <p>市税等の滞納繰越額が毎年度増加傾向である。滞納繰越額の縮減には滞納分徴収に対する取り組みを行うことが重要であるが、滞納を生じさせないことが重要である。このため現年度の収入未済額の低減に対しても重点的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>滞納額の縮減については、奥能登地区地方税滞納整理機構と連携を密にしながら、引き続き滞納者等の預金債権等を徹底して調査し、かつ、タイヤロック等新たな手法の導入、差押やインターネット公売等による滞納処分を確実に実施するなど、更なる滞納額縮減に努めて参ります。</p> <p>併せて、4月より導入しておりますコンビニ収納を今後より一層推進し、納税者の利便性向上による徴収率アップを目指して参ります。</p>	<p>措置済</p>